

## 令和3年3月16日 衆議院財務金融委員会 議事録

○越智委員長

次に、日吉雄太君。

○日吉委員

立憲民主党・無所属の日吉雄太です。

それでは、早速質問をさせていただきます。

まず最初に、不正薬物の税関での摘発業務について伺いたします。

不正薬物の摘発には、各都道府県警、海上保安庁、厚生労働省麻薬取締部、そして税関職員などが関与していますが、不正薬物が市中に出回ってからですと、捜査も困難を極めますし、摘発も個別になることから、押収量自体もなかなか多量ということにもいきません。そういう意味では、水際でしっかりと取締りをするのが最も効果的で効率的だと考えます。税関での摘発に重点を置くことが大事になりますが、税関の体制の強化をしていくことについてどのようにお考えになっているか、お答えください。

○田島政府参考人（財務省関税局長）

お答え申し上げます。

税関による不正薬物の押収量、五年連続で一トンを超えるなど増加傾向にございまして、今御指摘ありましたとおり、税関に求められる役割は一層高まっていると認識してございます。

こうした状況に対応するために、税関では、人員の強化もさることながら、やはり、所要の人員確保に加えまして、情報の活用ですとか機器の活用、また関係機関との連携が重要と考えてございます。

具体的には、例えば国内外の関係機関との情報交換、また、乗客予約記録、PNRといえますけれども、パッセンジャー・ネーム・レコードなどの情報の活用といったものも取り組んでいますし、また、機器の活用という意味では、X線検査装置や、TDSと呼ばれる、不正薬物、爆発物を簡易に探知できる装置、そういったものを、最新機器を活用するといった取組がございます。また、関係機関との連携でございますが、やはり警察とか海保との合同取締り、こういったものが非常に有効だ、そういったことで対策を講じているところでございます。

今後とも、密輸防止のため、水際対策に万全を期してまいりたいと考えてございます。

○日吉委員

もう少しいらっしゃっていただきたいんですけども。

最初にも申し上げましたけれども、税関で大量の押収をされる、それが一旦国内に入ってしまうと、それはやはり分散していて、それを全部摘発するには相当な労力がかかると思います。このまとまって入ってきている段階において大量に押収することによって国内に分散していくことを防げるわけですから、水際でしっかりと押さえていく、これが非常に効果的、効率的だと思います。

そのために、その職員なりをもっと増強していくこと、そして、その不正薬物の摘発が

充実してくれば、ほかのコピー商品の密輸とか、こういったものの摘発にも強くつながっていくのかなと思いますので、特に職員の増強というところで今後の方向性を、もしありましたら教えてください。

○田島政府参考人（財務省関税局長）

お答え申し上げます。

ただいま御指摘ありましたとおり、税関の不正薬物の取締りに対する役割というのは大変大きい、そのためにしっかり人員確保を図る必要があると考えてございます。

先ほどございましたけれども、税関はいろいろな業務をやっておりますので、その中でうまく適正配分しながら、この水際取締り、これは一つは大きく力を入れたいと思っています。

人数の話申し上げますと、幸い、令和三年度予算におきましても、三桁の純増、これは七年連続になりますが、百五十人の純増を計上してございます。

こうした取組を不断に取り組みながら、この人員確保強化、そういったものに取り組んでまいりたいと考えてございます。

○日吉委員

ありがとうございます。

しっかりと人員確保強化について取り組んでいていただきたいと思います。

もう一点、金地金の密輸、これも、どうやらそれをする人にとっては結構うまみがあるようで、何とかして持ち込もうと手口もどんどんどんどん巧妙になってきているというふうに伺っております。これまでもいろいろと罰則を強化するなどの対応をしてきたと思えますけれども、まだまだその密輸は後を絶たない状況があります。

罰則強化のこれまでの成果と、更なる対応、今後予定していることがあれば、お答えいただけますでしょうか。

○田島政府参考人（財務省関税局長）

お答え申し上げます。

金の密輸、これは今うまみがあるというお話ございましたが、ということで大変この密輸が増えてきたということを受けまして、やはりこのうまみを消すといいでしょうか、やると大変なペナルティーを科されるという仕組みにする必要があるということから、金密輸に対する関税法などの罰則を大幅に引き上げました。

その結果、数字で見えますと、罰則引上げ前は千件を超える摘発件数がございましたが、罰則引上げ後は数十になりまして、令和二年度でいきますと五十一件、百五十キログラムということで、相当激減をしているということで、罰則の強化も効果があったんじゃないかなと考えてございますが、一方で、今御指摘ありましたように、非常に巧妙化している、手口も。

そういう中で、これを緩めますとまた増えてくる可能性があるということで、ここは緩められないということで、先ほどの繰り返しになりますけれども、こちらの金もやはり人員の増強が必要ですし、また最新機器の導入なども活用しながら取締りに取り組みたい。先ほどの不正薬物と同様、同じぐらいの重要度をもって我々は取り組んでまいりたいと考えてございます。

## ○日吉委員

どうもありがとうございました。

十分な対応をしていただくよう重ねてお願いを申し上げまして、この件についての質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、私も、かねてから問題となっております森友学園問題につきまして少し質問をさせていただきます。

お亡くなりになられた赤木さんが作成した、改ざんの経緯をまとめた資料、赤木ファイルと呼ばれておりますが、この提出を再三にわたってお願いしてきましたが、裁判への影響を理由に、存否も含め回答できないというふうにされてきました。

私たちがお願いした予備的調査の目的が実質的に裁判と同様であることから、裁判に不当な影響を与えるというような御説明をいただいております。

しかし、予備的調査の目的というのは、文書改ざん等の問題の真相を解明し、行政に対する国民の信頼を回復することにあります。具体的には、行政をチェックして、財務省におけるいわゆるコンプライアンス、内部統制の総合的な体制整備、これを掲げていたと思いますが、これを確立することにつなげていくこと、これが予備的調査を行う目的と考えております。

一方、裁判の目的というのは、文書改ざん等の問題の真相を解明することになると思っておりますけれども、その決裁文書改ざんの指示と赤木さんが被った精神的な苦痛や自死をすることになったこととの因果関係、こういったものを明らかにし、損害賠償責任があるかどうかを判断する、これが裁判の目的になると考えます。

両者、当然、真相解明をすることになるわけですけれども、その真相解明というのは、目的を達成するための手段であって、目的そのものではありません。したがって、目的が違う以上、この赤木ファイルの提出を拒否されるということには正当な理由がないと思うんですけれども、その点、どのようにお考えになられているのか、お答えください。

## ○麻生国務大臣

これは、日吉先生を含めまして百二十八人の議員の方々から提出をされております森友学園に係る予備的調査要請書において、本予備的調査の目的として、文書改ざん等の問題の真相を解明し、行政に対する国民の信頼を回復するべく、本件予備的調査の実施を要請する、こう明記されております。御存じのとおりです。

一方で、御指摘の国家賠償請求訴訟の目的は、原告が提出された訴状におきまして、誰の指示に基づいてどのような改ざんが行われ、その結果どのようなうその答弁が行われたかについて公的な場で説明するという点にあるなどと、これも同じく記載をされております。御存じのように。

日吉先生の方は、予備的調査は行政監視が目的である一方、国家賠償請求訴訟は損害賠償の法的責任の有無を明らかにすることが目的であると主張されているんだ、こう承知をしておりますが、私どもといたしましては、先ほど申し上げた予備的調査要請書や、また訴状におきます記述を踏まえすと、先般の予備的調査の目的として、現在係属中の国家賠償請求訴訟の目的は実質的に同じものである、私どもはそう認識をしております。

そのため、御指摘のファイル等々につきましては、訴訟に関することでもありますことから、国家賠償請求訴訟の一方の当事者であります国といたしましては、あくまでも訴訟の場で国としての主張を明らかにし、証拠に基づいて立証を尽くし、裁判所の判断を仰ぐことが基本、そう思っております、訴訟外の言動などによって訴訟に対する司法の審査に影響を及ぼすべきではないと考えていることから、従来より回答は控えさせていただいているということでもあります。

○日吉委員

従来からの回答と同じ御回答をいただきましたけれども、一般論として質問しますけれども、裁判所と同様の目的で行われる調査があった場合に、何で同様の目的だとこれが不当な影響を及ぼすことになり得るのか、どういったケースで裁判所と同様の目的で行われる調査が不当な影響を及ぼすことになるのか、お答えいただけますでしょうか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

まず、委員は、それぞれの目的が異なるというふうにおっしゃっておられましたけれども、それは、私どもからすると、予備的調査というその制度の趣旨、行政監視を目的とするという制度の趣旨と、それから、国家賠償請求訴訟というのは損害賠償の公的責任の有無を明らかにするという、そういう訴訟の、大きな意味での趣旨、そういった点では異なるかと思いますが、個別に当てはめてきた場合、先ほど大臣から御答弁させていただきましてとおり、予備的調査の要請書における文言、あるいは原告側の訴状における文言等を踏まえますと、また、対象となっているものも、いわゆる赤木ファイルとされるものの存否を含めて明らかにせよということですので、この点は目的を同じものに行っているというふうには私どもとしては考えたところでございます。

それで、御質問の、目的が同じであれば不当な影響を及ぼし得るというのは、これは、国政調査権そのものと、それから司法の独立との関係について、法制局長官が御答弁をされたというふうに承知をしておりますが、私どもも、この考え方については、司法権の独立と国会の国政調査権との関係についてこのような考え方が確立されているというふうに承知をしているところでございます。

○日吉委員

そこは分かるんですけども、具体的に、どうして、同じことを、裁判所と同様の内容の調査をすると司法の独立性を侵害、司法の独立性のどういったところに侵害を及ぼすのか、どういった弊害があるのか、具体例を示してお答えいただけますか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

まさに、今、当該ファイルの存否について明らかにせよということが訴訟におきましても現在主要な論点となっておりますわけでございまして、私どもが調査の要請を受けた予備的調査の要求項目の中で、この一点についてのみ回答を差し控えさせていただいているわけでございますが、これは、これを訴訟外で明らかにすることになれば、まさに、主要な論点となっている現状を踏まえますと、私どもとして、訴訟の一方当事者でありますので、裁判所の

判断を仰ぐべきであって、裁判所の司法審査に影響を及ぼすべきではないというふうに考えておりますので、訴訟外において回答することは、裁判官の訴訟指揮でありますとか判断に対して予断を与えかねず、そのこと自体が裁判に不当な影響を及ぼすものになり得るというふうに考えているところでございます。

○日吉委員

一般論として、裁判所と同様の調査を行うと裁判の内容を非難するようなことにつながっていくのではないかと、判決が出たときにその当否を評価するような状況になってしまうのではないかと、そういった意味で、予備的調査が司法の独立性を害するのではないかと、こういうことが想定されるわけですがけれども、今回のこの森友案件におきまして赤木ファイルを提出しないことがそういった裁判の不当な影響にどういうふうに関わってくるのかがよく分からないんですね。

それで、今、裁判官の訴訟指揮や判断に対し予断を与えかねないというお話をいただきましたけれども、例えば、訴訟指揮がどういうふうに影響を受けるのかとか、裁判官のどの、どういった判断に影響を与えるのか、これを教えていただけますか。

○大鹿政府参考人（財務省理財局長）

お答えいたします。

私どもとしては、訴訟の一方当事者として主張すべきは主張してまいっておりますが、これはあくまでも一方当事者としての主張であって、裁判官の判断を仰ぐべき立場にあるということでございます。

そして今現在、まさに、存否も含めて明らかにせよと文書提出命令の申立てが原告側からなされている中であって、この問題についての審理が本格化するという状況の中で、裁判外においてその問題について回答するということは、やはり、訴訟指揮であるとか判断に対して予断を与えかねないということは十分想定されるものというふうに考えております。

○日吉委員

仮に、裁判外で、この場でその赤木ファイルを提出したとしても、裁判において裁判官がその提出を認めるかどうか判断するのはまた違うことではないのかなというふうに考えます。引き続き提出を求めたいと思います。

もう一つ、財務省による決裁文書の改ざんについて平成三十年に調査報告書を提出していただいておりますけれども、この調査におきまして、赤木さんが作られた改ざんに至る経緯といった資料をこの調査の対象にしていたのかどうか、これを教えていただけますでしょうか。

○茶谷政府参考人（財務省官房長）

お答え申し上げます。

御指摘のファイルについては、先ほどから存否を含めてコメントを差し控えたいと答弁をしているところでございますが、その上で財務省の調査報告書の過程について申し上げますと、これは、文書改ざんなどの一連の問題について説明責任を果たす観点から、本省大臣官房の人事担当部局を中心に、捜査当局の協力も得つつ、近畿財務職員の関連する職員からの聞き取りや関連文書、サーバー、各職員のコンピューターなどの確認を行ってできる限り

の調査を行った結果、平成三十年六月に調査報告書を取りまとめたという経緯でございます。

○日吉委員

その中には、赤木さんからお話を伺ったとか、赤木さんが作られた資料があったのであれば、それらも調査の対象にしていたということでしょうか。

○茶谷政府参考人（財務省官房長）

調査において具体的にどういうものを調査したかということについてはコメントを差し控えたいと思いますが、いずれにしても、近畿財務局員の、関連する職員のコンピューターなども、文書も確認したということでございます。

○日吉委員

個別のものについてコメントを差し控えられる理由を教えてください。

○茶谷政府参考人（財務省官房長）

お答え申し上げます。

どういう文書、データ等を調査したかということを開示しますと、問題行為に関与していないと認められた職員の情報までが出かねないこと、あるいは、誰が、いつ、どのようなやりとりをしたのか、誰がどのような資料を提出したのかといった情報が明らかになれば、先々の人事担当部局による調査において協力を得にくくなるなどの支障が見込まれること、さらに、監察ヒアリングメモ等は、追加の裁判において求釈明事項となっていること、これらを踏まえての判断でございます。

○日吉委員

ということは、その調査において、赤木さんが作られた資料、赤木ファイルを調査していないとは断言しない、こういうことでよろしいですか。

○茶谷政府参考人（財務省官房長）

繰り返しになりますが、赤木ファイルと言われている御指摘のファイルについては、そもそも存否についてはコメントいたしません。調査過程において、近畿財務局の関連する職員の文書、コンピューターなどは確認したということでございます。

○日吉委員

その中に入っていた可能性があるというふうに理解をいたしました。

続きまして、済みません、内閣府にも来ていただいておりますが、お手元の資料を見ていただけますでしょうか。

資料の一は、財務省主計局が作成している一般会計、特別会計合計の貸借対照表になります。

資産、負債、差額が令和元年度末で五百九十一兆円のマイナスとなっております。債務超過の状況です。

次に、資料二を見ていただけますでしょうか。

これは、国民経済計算における一般政府の期末貸借対照表です。

国民経済計算は、我が国の経済の全体像を国際比較可能な形で体系的に記録することを目的に、国連の定める国際基準、SNAに準拠しつつ、統計法に基づく基幹統計として、国民

経済計算の作成基準及び作成方法に基づき作成されています。

つまり、世界標準であり、同じ基準で他国との比較も可能なものです。

国民経済計算における一般政府の期末貸借対照表の正味財産、これは令和元年度末で九十八兆円のプラスになっております。

この五百九十一兆円の債務超過と九十八兆円の資産超過とでは、財政状態を認識する上で大きく異なってきます。五百九十一兆円の債務超過と言われれば、財政について不安に思うのもうなずけますし、九十八兆円の資産超過ということであれば、そこまで危機的な状況ではないのかもしれないということを思うのもうなずける面もあります。

幾ら負債が多額であっても、潤沢な資産超過であれば、通常は財政の危機と考える人はいないでしょう。

そういうことで、内閣府に質問です。

両者の違いがどこにあるのかを明らかにしたいと思っておりますので、国民経済計算においてはどのように作成されているのか、特にどの範囲を対象に作成をしているのか、お答えください。

○長谷川政府参考人（内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官）

お答え申し上げます。

議員まさに御指摘のとおり、国民経済計算は、国連にて採択されました国際基準、現行のものは二〇〇八SNAと称しておりますが、この国際基準に基づきまして、一国全体のマクロの経済状況を体系的に明らかにすることを目的として作成されております基幹統計でございます。

このため、御指摘の一般政府の期末貸借対照表勘定等におきましては、この基準に準拠いたしまして、国の一般会計及び特別会計を中心とする、中央政府のみならず社会保障基金や地方政府を含む一国全体の立場で推計、作成を行っているところでございます。

○日吉委員

財務省にお尋ねいたします。

財務省主計局作成の貸借対照表には地方の状況は含まれていないと思っておりますが、その認識でよろしいでしょうか。

○角田政府参考人（財務省主計局次長）

御指摘のとおり、地方は含まれてございません。

○日吉委員

ありがとうございます。

地方も対象にするのは、日本全体を考える上で非常に重要な視点ではないかなというふうにも考えます。

この資料三を見ていただけますでしょうか。これは、国民経済計算を中央政府、地方政府、社会保障基金という三つの部門、三部門に分けた部門別の貸借対照表を表しております。

この中で、生産資産というところを見ていただきますと、合計金額は記載されているのですが、この三部門にその金額が割り振りされておりません。これは、お話を伺いますと、なかなかうまくこの金額を算定することができないということで、全体の金額しか分からない

ということでした。

ただ、想定できるのは、地方を除いた場合にはこれだけの債務超過になるわけですが、五百九十一兆円の債務超過になるわけですが、地方を含めると九十八兆円のプラスの資産超過ということになるわけですから、相当、地方に生産資産、固定資産が計上されているのではないかなということが想定されるわけです。

多分これは、中央政府から補助金なり交付金が支給され、地方において固定資産を購入することによって、地方の資産勘定が増えていることによって、政府と地方、これを全体にすると資産が超過していく、こういうふうになっているんじゃないのかなというふうに想定をいたします。

財務省にお尋ねします。

日本の財政状態を判断する上で、地方も含めた全体で純資産の状況を認識をする必要があると思うのですが、どのように財務省ではお考えになられているのでしょうか。

○角田政府参考人（財務省主計局次長）

御指摘はよく分かるところではあるんですけども、財審の公会計部会とかでも話題にはなったんですが、一つは、財務書類、会計単位とは何かという根本問題に関わる問題ということのございまして、財務書類の報告主体をどう考えるかということ、その整理が必要だということと、それから、国と地方公共団体、地方公共団体間の取引に係る重複データの相殺等の課題が残っているということのございまして、慎重に検討すべきものと現時点では考えてございます。

○日吉委員

今のは、慎重に検討するというのは、財務省として、地方を含めた貸借対照表を作成し、それに基づいて財政状態を吟味していくということについて、多分、慎重に検討されるというふうにおっしゃられたのかなと思うんですけども、その代替として国民経済計算を今日お持ちさせていただいたんですが、財政状態の出発点として、債務超過五百九十一兆円なのか、資産超過九十八兆円なのか、多少の金額の修正はあると思うんですけども、どこからスタートすればいいのかなという思いがあるんですね。

麻生大臣、国民経済計算のプラス九十八兆円の資産超過、これをどのようにお考えになられますでしょうか。

○麻生国務大臣

今の御質問ですけども、国民経済計算というのは、これは地方政府を含めた公的部門全体の数字ということですから、国だけじゃありませんからね。

それで、特に、地方政府が保有する一般の道路とか河川とか、売れないものもいっぱいありますけれども、よく言われる、富士山なんか幾らで買うんだと言われて、なかなか難しい話と、よく例に引かれますけれども、流動性に乏しくて債務返済には活用できない資産というものが、これが純資産にプラスさせている要因なんだ、私どもはそう認識をしております。

これはかなり違いますから。

その意味で、国の財務の書類におきましても、国が保有しております道路とかダムとかいろいろありますけれども、流動性とか市場性に乏しい、債務の返済には活用できないものが資



産に多額に含まれているというのが状況なんだと思っております。

このように、国民経済計算とか国の財務書類の状況については、これは債務返済には活用できないという資産が共に多額に含まれている現状を踏まえておかないとこう言ったものは間違えちゃうんだと思っております。日本につきましては、ネットで見てもグロスで見ても債務残高が他の先進国に比べて極めて厳しい状況にあるということを考えますと、これは、財政健全化というのは引き続き私どもとしては取り組んでいかなければならない大事なところなのであって、今のコロナの騒ぎでいろんな話がばたばたしておりますけれども、そういったものの一応の落ち着きを見た上で、きちんともう一回、財政健全化という方向というものも同時にやっていかなきゃならぬ。

国としてこういったものをしていかないと、いざというときには、少なくとも、いわゆる債務超過、民間でいえば債務超過というような状況をどうやってするんだといえ、対応としては、一挙にマーケットが下がっていったり、円が安くなってみたり、金利が暴騰してみたりということになりかねぬと思っておりますので、丁寧に対応していかねばならぬと思っております。

○日吉委員

時間が参りましたので終わりますが、一言だけ。

今のお話というのは、資産の流動性というのは地方を含めるか含めないかという話とはまた違っていると思いますし、プライマリーバランスの黒字化自体が地方を含めての黒字化を目指していると思いますので、それとの整合性も考えると、地方を含めた全体での財務諸表、貸借対照表の状況というのをしっかりと見極めていく必要があるのではないかと、このことを申し上げて、質問を終わりたいと思います。また引き続きやらせていただきます。

ありがとうございました。